

議案第 22 号

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について
天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を次のように改正
しようとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出

天理市長 並 河 健

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正す
る条例

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年 3 月天理市条
例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第17条第 1 項中「処分」の次に「（し尿に限る。以下この条及び第24条第 1
項において同じ。）」を加える。

第23条第 1 項中「、運搬及び処分」を「及び運搬」に改める。

第24条第 1 項第 6 号中「処理施設」を「市長の指定する処理施設」に改める。

第36条第 1 項及び第37条中「その」を「市長の指定する」に改める。

別表中「本市の」を「市長の指定する」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。